

## 農地の賃借料情報の提供について

平成21年12月15日に施行された改正農地法により標準小作料制度は廃止され、これに替わる農地の実勢賃借料について情報提供を行うものです。

なお、「賃借料情報」は実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

令和5年3月27日

小松市農業委員会

### ◎ 田（水稻）の部

単位：円／10 a

地区	田		前年比 (平均額)
	平均額	データ数	
北部地区	9,600	21	▲ 200
東部地区	10,200	12	▲ 200
中部地区（平場）	7,900	14	▲ 300
中部地区（山手）	4,000	14	▲ 100
西部地区	15,600	10	100
南部地区	9,800	18	700
小松市全体	10,000	89	700

### ◎ 畑（普通畑）の部

単位：円／10 a

地区	畑		前年比 (平均額)
	平均額	データ数	
小松市全体	7,500	20	300

※ データは令和4年1月から令和4年12月までの期間内で各町生産組合で定めてい  
又は把握している賃借料を集計したものです。  
(地区により、賃借料に一部用水費等が含まれている場合があります。)

※ 物納の場合、玄米1俵の値段を11,600円として換算しています。

※ 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。